社会福祉法人新居浜愛育会役員報酬に関する規程

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新居浜愛育会(以下「法人」という。)の 業務に従事する役員の報酬、慰労金及び法人業務に携わった時の諸経 費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の評議員、理事及び監事をいう。

第2章報酬等

(報酬)

- 第3条 役員が、評議員会、理事会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。
 - (1) 評議員

1 日	4時間未満	10,000円
1 日	4 時間以上	20.000円

(2) 理事、監事

1日4時間未満10,000円1日4時間以上20,000円

- 2 翌年度の報酬額は、その年度の最終会計年度の定時評議員会において法人の業績と当該役員の役割、職務内容などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。
- 3 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は 適用しない。ただし、職員給与に加え、役員等兼務手当として次のと おり支給する。

月額 20,000円

(報酬の支払方法)

- 第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。
 - (1) 第3条1項の役員については、その都度現金にて支払う。
 - 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 評議員会、理事会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、定額で2,000円を支払う。

支払方法は報酬の支払方法と同様とする。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は 適用しない。

(費用弁済)

第6条 評議員会、理事会に出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、 物品輸送費、雑費等の経費は、その使途を明記した領収書等をもって 実費を支給する。

第3章 出張旅費

第7条 出張旅費は、社会福祉法人新居浜愛育会旅費規程と同様とする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

- 第8条 退任役員に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任期間の年 数を乗じて算出した金額とする。
 - (1) 理事長在任期間1年につき 20,000円
 - (2) 評議員・理事・監事 在任期間1年につき 10,000円
 - 2 在任期間の計算は、役員就任日を起算として、1年に満たない 端数月は6カ月以上の時は切り上げ、6カ月未満の時は切り捨てる ものとする。

(支給の方法)

第9条 退任慰労金は、役員が退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第10条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉所得税額及び退任役員が 法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

第5章 慶弔

(受賞祝金)

第10条 役員が社会福祉事業に関する功労により、厚生労働大臣、愛媛県知事の功労表彰又は国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けた時及び理事長が指定した褒章等を受けた時には、別表1に定める祝金を支給する。

(弔慰金)

第11条 役員が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給 するほか、葬儀に際して生花を供えることができる。

第6章 附則

(改正)

第12条 この規程を改正又は廃止する必要が生じた場合は、社会福祉法人新 居浜愛育会評議員会の議決を経なければならない。

この規程は平成28年12月15日制定 平成29年4月1日より施行する。

別表1 役員の祝金

区分	支給基準額	備考
受賞祝金	ア 厚生労働大臣・愛媛県知事表彰受賞のとき 20,000円	
	イ 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000円	
	ウ 理事長が指定した褒章 10,000円~30,000円	

別表 2 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事・監事・評議員	50,000円	生 花